

# 令和6年度以降の介護職員処遇改善加算等について

## 基本事項

1. 処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算は1本化され、介護職員等処遇改善加算となりました。このため、特定の年数以上勤務の職員へ厚く配分する配慮は必要ですが、義務が無くなりました。
2. 配分は基本的に介護職員対象ですが、介護職員以外へも配分可能です。介護職員以外への配分原資は無いため、介護職員向けを振り向けることになります。
3. 介護職員等処遇改善加算の対象外事業所
  - \*医療に関するサービス事業所（訪問看護・訪問リハ等）
  - \*福祉用具
  - \*居宅介護支援事業所

## 配分方法の基本事項

1. 介護職員等処遇改善加算へ変わったことにより、令和6年度・令和7年度を通して処遇改善に使うこととなります。このため、年度末の清算はありません。
2. 社会福祉法人まんてんでは、令和6年度10月に平均して2.5%の昇給・賃上げを行いました。令和7年度も同程度の昇給・賃上げを行う予定です。
3. 平成23年度の給与体系と現給与を比較して、介護職員等処遇改善加算の金額以上の賃金を支払っている必要があります。

## その他の

行政が発表する介護職員等処遇改善加算として例示の金額は、法定の配置人員・利用率100%の場合に加算される最高額です。実際の加算額はこの金額以下となります。  
介護職員等処遇改善加算には法人負担の社会保険料等の費用が含まれるため、この金額を差引いての支給となります。

> 健康保険料	4.89%	> 厚生年金保険料	9.15%
> 介護保険料	0.9%	> 子ども・子育て拠出金	0.36%
> 労働・雇用保険料	0.9%	> 共済会	0.80%
合 計			17.00%

例示：介護職員等処遇改善加算が10,000円の場合、8,547円の支給となります。  
(10,000円 ÷ 1.17 = 8,547円)

## 概要

1. 当法人が申請している介護職員等処遇改善加算は、「新加算Ⅰ」または「新加算Ⅱ」で、事業所ごとに異なります。
3. キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと、職場環境要件を満たします。
4. キャリアパス要件は、就業規則・給与規定に明記しています。

## キャリアパス要件（以下の3種類の要件を満たす）

### キャリアパスⅠ

介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備しています。

### キャリアパスⅡ

介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しています。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

### キャリアパスⅢ

介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備しています。

- a 経験に応じて昇給する仕組み
- b 資格等に応じて昇給する仕組み
- c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

## 月額賃金改善要件

加算額の2分の1以上（当法人は、90%以上）を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てています。

## 職場環境要件

1. 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する受講支援
2. I C T活用により業務を省力化し、ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供
3. ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
4. 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
5. 健康診断等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
6. 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
7. 非正規職員から正規職員への転換

以上